

福島県指定構造計算適合性判定機関募集に係るQ & A

福島県土木部建築指導課

平成22年1月12日回答 : 番号1～3

平成22年1月21日回答(追加) : 番号4～7

| 番号 | 質問内容  | 回答   |
|----|---|--|
| 1  | <p>機関省令第31条の3第四号に規定する「申請に係る意思の決定を証する書類」は、過去の理事会において、構造計算適合性判定業務全般（福島県に特化しているものでない）の実施の意思決定をしているものの議事録でよろしいでしょうか。</p>                                  | <p>全国の都道府県の指定構造計算適合性判定機関の指定を受ける意思があるなど福島県が含まれていると認められるものであれば支障ありません。</p> <p>(平成22年1月12日回答)</p>   |
| 2  | <p>機関省令第31条の3第八号に規定する「市町村長の証明書」は、原本が必須でしょうか。</p> <p>各理事それぞれの本籍地で代理申請により取得しなければならないため、申請受付締切の平成22年2月1日に間に合わない可能性があります。</p>                             | <p>原本が必要となります。</p> <p>(平成22年1月12日回答)</p>   |
| 3  | <p>福島県指定構造計算適合性判定機関指定要綱第4条第四号「構造計算適合性判定委員会～(中略)～を設置すること。」とありますが、具体的な設置基準について教えてください。</p> <p>委員会形式をとらず、複数の専門家委員に意見を求めることとするのは、委員会設置と同等とみなせるのでしょうか。</p> | <p>判定機関は、法第6条第7項、第6条の2第4項及び第18条第6項に規定する専門的な識見を有する者（以下「専門家」という。）の意見を聴くにあたって、専門家を委員として選任することとし、委員が意見を述べるにあたっては、複数の委員による委員会等の合議による体制となっていることを必要とします。</p> <p>なお、上記以外の委員の選任や意見聴取の方法等の詳細は、指針等研修等検討委員会・指針等検討WG発行の「構造計算適合性判定の運用解説(H19.7.31)」及び「構造計算適合性判定業務規程(H19.7.17)」の内容に準じます。</p> <p>(平成22年1月12日回答)</p> |

| 番号 | 質問内容   | 回答   |
|----|--|--|
| 4  | <p>機関省令第31条の3第五号に規定する「役員の氏名及び略歴を記載した書類」及び同条第十一号に規定する「構造計算適合性判定員の氏名及び略歴を記載した書類」は、写しでもよろしいでしょうか。</p> <p>写しではなく原本が必要な場合、申請受付期間中に揃えることが難しいため、写しを提出後、後日原本と差し替えすることによろしいでしょうか。</p> | <p>原本が必要となりますが、当該書類には、押印等を求めています。</p> <p>(平成22年1月21日回答)</p>  |
| 5  | <p>機関省令第31条の3第九号に規定する「後見等登記事項証明書」は、昨年10月付の写しでもよろしいでしょうか。</p> <p>写しではなく原本が必要な場合、申請受付期間中に揃えることが難しいため、写しを提出後、後日原本と差し替えすることによろしいでしょうか。</p>                                       | <p>原本が必要となります。</p> <p>やむを得ない事由により、申請受付期間中に揃えられない場合は、個別に御相談ください。</p> <p>(平成22年1月21日回答)</p>  |
| 6  | <p>募集要領2-(1)には、「次の区分毎それぞれに判定機関の指定を行います。」との記載がありますが、同時に①と②の申請をしても良いのでしょうか。また、両方の指定を受けることは可能なのでしょうか。</p>   | <p>指定区分①と②の同時申請は可能です。また、両方の指定を受けることも可能です。</p> <p>(平成22年1月21日回答)</p>  |
| 7  | <p>募集要領3-(1)-②には、2-(1)-①の区分指定を受ける機関にあっては「判定の業務を行う事務所を業務開始日までに福島県内に置くこと」との記載がありますが、5-①-(3)では、「上記3-(2)の指定基準に適合していることが判るもの」と記載されています。これは、申請時点で事務所の賃貸契約書等の添付が必要ということでしょうか。</p>   | <p>業務開始日である平成22年4月1日までに、県内に事務所を置くこととなることが判断できるものとして以下の書類を提出願います。(様式任意)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①事務所開設までの具体的なスケジュール</li> <li>②判定員等の人員確保方法</li> <li>③判定業務に必要な設備等の調達方法</li> </ul> <p>なお、申請時点で事務所の賃貸契約が済んでいる場合は、当該契約書の写しを併せて添付願います。</p> <p>(平成22年1月21日回答)</p> |

※用語の意義は、福島県指定構造計算適合性判定機関指定要綱において使用する用語の例によります。

